

米子市狭あい道路拡幅整備要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市域における道路の交通の円滑化を図ることにより良好な生活環境の確保及び快適なまちづくりの推進に資するため、道路後退用地又は隅切り用地の提供を受けて市が行う狭あい道路の拡幅による整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 幅員が4メートル未満の市道及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定された道（市道及び私道を除く。）をいう。ただし、その両側において崖地、川、線路敷地その他これらに類するもの（次号において「崖地等」という。）に沿うものを除く。
- (2) 道路後退線 狭あい道路の中心線からの水平距離2メートル（その中心線からの水平距離2メートル未満で崖地等に沿う場合には、当該崖地等の狭あい道路の側の境界線から狭あい道路の側に水平距離4メートル）の線をいう。ただし、狭あい道路の拡幅整備に当たり、市長と当該狭あい道路に接する道路後退用地の所有者とが協議の上、当該狭あい道路の中心線からの水平距離（この号本文に規定する距離以上の距離に限る。）を定めたときは、その定めた水平距離の線をいう。
- (3) 道路後退用地 狭あい道路の境界線から当該境界線の側の道路後退線までの間の土地をいう。
- (4) 隅切り用地 道路後退線が、他の道路の境界線（当該他の道路が狭あい道路の場合には、道路後退線）と交わる箇所の角地の隅角を挟む2辺の長さを等しくする二等辺三角形の部分をいう。

(拡幅整備に係る協議)

第3条 道路後退用地又は隅切り用地の所有者は、その所有する道路後退用地又は隅切り用地を市に売り払い又は寄附することにより、市が当該道路後退用地又は隅切り用地を利用した狭あい道路の拡幅による整備を行うことを希望するときは、市長に対し、協議を申し出るものとする。

2 市長は、前項の協議が調わなかったときは、当該協議の申出を行った者に対し、その旨及び理由を記載した書面を交付するものとする。

(拡幅整備の承認)

第4条 前条第1項の協議の申出を行った者（同条第2項の書面の交付を受けたものを除く。）は、当該協議において調った内容により市が狭あい道路の整備を行うことを希望するときは、当該整備について市長の承認を求めるものとする。

2 前項の承認を求めようとする者は、市長に対し、市長が定める書類を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の承認の求めがあった場合には、その内容を審査し、当該求めに係る狭あい道路の整備を行うことが適当であると認めたときは、その旨を当該求めを行った者に通知するものとする。

(道路後退標の設置)

第5条 市長は、前条第3項の規定による通知をした後、当該狭あい道路の整備に係る道路後退用地又は隅切り用地（以下「整備対象用地」と総称する。）及びこれに隣接する土地の所有者の確認を受けた上で、当該整備対象用地の境界線に道路後退標（当該整備対象用地の境界線上の主要な位置に設ける境界杭又は境界^{びょう}をいう。）を設置するものとする。
(整備対象用地の測量及び登記)

第6条 整備対象用地の買入れ又は寄附の受領のために必要な測量及び登記は、市の負担において、市が行うものとする。

(整備対象用地の維持管理)

第7条 市が整備した後の整備対象用地の維持管理は、市の負担において、市が行うものとする。

(適用除外)

第8条 この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 道路後退用地又は隅切り用地の所有者が、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体であるとき。
- (2) 当該狭あい道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可を受けた開発行為による整備が行われる予定があるとき。
- (3) 当該狭あい道路について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定によりその施行について認可を受けた土地区画整理事業による整備が行われる予定があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該狭あい道路の整備について市長がこの要綱の規定を適用することが適当でないと認めるとき。

(規定外事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、道路後退用地又は隅切り用地の提供による狭あい道路の拡幅による整備に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市狭あい道路拡幅整備要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の要綱第4条第3項の規定による通知を経て行う狭あい道路（改正後の要綱第2条第1号に規定する狭あい道路をいう。）の整備について適用し、施行日前にこの要綱による改正前の米子市狭あい道路拡幅整備要綱（以下「改正前の要綱」という。）に定めるところにより行われた狭あい道路（改正前の要綱第2条第1号に規定する狭あい道路をいう。以下この項において同じ。）の整備及びこの要綱の施行の際現に改正前の要綱第4条第2項の承認を経て行われている又は行われることとされている狭あい道路の整備については、なお従前の

例による。

- 3 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第3条の協議が行われている場合には、当該協議は、改正後の要綱第3条第1項の規定による申出がされて行っている協議とみなす。
- 4 この要綱の施行の際現にされている改正前の要綱第3条第1項の承認の申請は、改正後の要綱第4条第1項の規定による承認の求めとみなす。
- 5 前項の規定によりみなされた改正後の要綱第4条第1項の規定による承認の求めを行っている者は、市による整備対象用地（改正後の要綱第5条に規定する整備対象用地をいう。）の買入れを希望するときは、市長の指示するところにより、その旨を市長に申し出るものとする。